

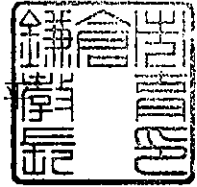
鎌倉教委学み第23号

令和8年(2026年)4月22日

鎌倉市議会議長 中澤 克之 様

鎌倉市教育委員会

教育長 高橋 洋



文書による質問への回答について(送付)

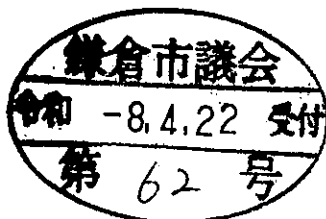
令和8年(2026年)4月10日付け鎌議調第44号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。

【事務担当】

教育総務課 総務企画担当 中村

(学びみらい部学びみらい課兼務)

(内線2454)



|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 議会受付番号 | 文書質問第2号                 |
| 質問者    | 重黒木優平議員                 |
| 答弁する者  | 市長・教育長<br>(学びみらい部学校教育課) |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第2号の質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

- (1) 市内小中学校において実施されている校外学習、平和学習、平和教育その他の校外活動の一覧について伺う。
- (2) 上記各事業における実施内容および外部団体（講師、NPO、任意団体等）の関与の有無とその形態について伺う。
- (3) 修学旅行や校外学習の実施に際し、教育的意義や行程、活動内容等について、保護者に対してどのような説明が行われているか伺う。
- (4) 教育基本法における政治的中立性の規定を踏まえ、校外学習や平和教育において特定の政治的立場への偏りを防ぐための取組および、安全確保の体制について伺う。

### 2 質問の理由

学校における校外学習や平和学習等は重要な教育機会である一方、外部団体が関与する場合、その内容や関与のあり方については、教育の中立性および安全確保の観点から適切な管理が求められる。

教育基本法においては以下のとおり規定されている。

第8条（政治教育）良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。②法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

参考：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/004/a004\\_08.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_08.htm)

また、文部科学省は令和8年4月7日、修学旅行等の校外活動に関し、安全確保の徹底を求める通知を発出しており、教育活動の適切性や安全管理の重要性が改めて指摘されている。さらに、教育活動においては特定の見方に偏ることなく、生徒の主体的な判断を妨げないよう留意する必要があるとの考え方も示されている。

こうした状況を踏まえ、市の予算措置を伴う事務事業として実施されている各種教育活動について、その実態および管理体制を明らかにすることは、市民の理解促進と教育の適正

な運営の確保の観点から重要であると考え、本件について確認するものである。

### 3 答弁

(1) 市内小・中学校の各校で行われている校外学習等について、一覧性を持って網羅的に回答することは困難であります。学校の校外行事については、修学旅行や野外自然体験活動、校外施設における体験活動やフィールドワークなどが行われていると承知しています。

(2) 各校で行われている校外学習については、防災教育など、当該校の児童、生徒の実情や学校教育目標に合わせて学校が主体となって実施されるものであり、それらの学習活動については県教育委員会から紹介のあった団体や法人、地域の有識者等と連携しながら実施されています。

形態に関しましても当該校の実情に応じ、学年単位で行うもの、学校単位で行うものなど様々です。

(3) 修学旅行については、年度当初の保護者懇談会などで、丁寧な説明を行っております。説明では、子どもたちに修学旅行で身につけてもらいたい力や、具体的な行程、安全面への考慮等について説明しており、保護者に学校の方針を理解していただけるよう心がけていると考えています。

(4) 「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」(教育基本法第十四条)と規定されているとおり、学校教育において政治的中立性を担保することは重要であり、各学校においてはこの点に配慮しながら教育活動を実施するとともに、万が一政治的中立性を損ねる危険性のある事象が確認された場合には、教育委員会としても必要な指導を行うことを想定しています。

安全確保についても同様、学校として児童生徒の安全を確保することは重要であることから、例えば修学旅行においては、事前の下見によるリスク管理、医療従事者等の動向、インシデント発生時の組織的対応の確認などを行っています。

以上